

雇用保険受給者のみなさまへ

就職が決まったときの手続き Q&A

※本紙は雇用保険の申請手続き（資格決定）後の方に向けたご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（関連ページ：P28）」と併せてご利用ください。

Q. どのような場合に「就職」になりますか？

A. 原則として、週20時間以上働く仕事に就く場合、それがアルバイト等であっても「就職」となります。また、自営業を開始する場合、その事前準備の開始の段階から「就職」となる場合があります。

※契約期間が31日未満の短期の仕事の場合、「就職」とならないケースもあります。詳しくは雇用保険給付窓口にご確認ください。また、週20時間未満で働く場合など、「就職」とならない場合の取り扱い等については、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」P15～18、または別紙「失業期間中に就労等行った場合のQ&A」をご覧ください。

Q. 就職が決まったらどうしたらいいですか？

A. 就職が決まった場合は、就職日(入社日)の前日に雇用保険給付窓口へ届け出てください。また、前日が土日や休祝日の場合はその前のハローワーク開庁日に来所してください。ただし、就職日までに認定日が指定されている方は、認定日にも必ず来所してください。

例：就職日→12月1日 認定日→11月20日の場合



11月20日(認定日)と11月30日(就職日前日)の両方に来所が必要
(給付制限中の方は認定日のみですむケースもあります。)

Q. 就職日前日の手続きではどのようなことを行いますか？

A. 主に次の3点について、手続きやご案内をさせていただきます。

①就職申告

②前回認定日から来所日当日までの認定手続き(給付制限中の方を除く)

③再就職手当の要件や申請方法のご案内等

なお、②について実際の振込手続きは、後述の採用証明書をご提出いただいてからになります。

Q. 当日は何を持参すればいいですか？

A. 以下の書類をご持参ください。

・雇用保険受給資格者証

・失業認定申告書

・採用証明書(こちらは後日郵送でも提出可能ですが、実際の振込手続きは提出後になります。)

※採用証明書は「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」別紙1のものを切り離してご利用いただけます。